

## 第3回秦野市伊勢原市環境衛生組合クリーンセンター 施設検討委員会議事録要旨

1 日 時 平成 19 年 12 月 25 日（火）午後 2 時 00 分～午後 4 時 10 分

2 場 所 秦野市立本町公民館大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委 員

ア 組合議会 三竹委員、宮坂委員

イ 学識経験者 横田委員長、野間委員、吉羽委員、内田委員、荒井委員

ウ 行政職員 屋宮委員、猪股委員、高橋委員、代田委員、杉崎委員

#### (2) 事務局

ア 秦野市 環境産業部清掃事業所長

イ 伊勢原市 経済環境部環境美化センター所長

ウ 秦野市伊勢原市環境衛生組合（工場長、施設計画課長他）

エ （財）日本環境衛生センター

#### (3) 傍聴者 8 名

### 4 内 容

#### (1) 第 2 回委員会資料の訂正

第 2 回委員会資料 2（施設整備の考え方）について訂正。

#### (2) 事業方式について

- ・ 事務局より、クリーンセンターの建設と運営方式について、前回の委員会では「公設公営」、「公設＋長期責任委託」の 2 方式が望ましいという方向性をだしていただきましたが、これまでの、検討経過における意見等を基に経済性における設定条件や定性評価の項目について修正や追加をするなどの整理を行い、改めて判断していただくため「事業方式(案)」を説明した。
- ・ 銀行の金利を仮に変えて試算しているが、こういったものが変わる社会状況があるとすれば、割引率が一定という考え方で良いのかとの意見があった。
- ・ 単に金額だけを比較するのではなく、安全、安心にウエイトを置いて判断すれば、金額的には多少不利ではあるものの公設公営、あるいは公設＋

長期責任委託が望ましいということになるとの意見があった。

- ・ 「平成23年度完成というスケジュールは大きな考え方の視点となっているとすることで良いのか。」との質問に対し、「現有の180トン施設は稼働から32年経過しており、老朽化がかなり進んだ施設ととらえている。安全のためにも一刻も早くクリーンセンターを作らなければいけないと考えており、現時点では、21年度着工、23年度完成というスケジュールで作業を進めている。」と回答した。
- ・ 住民理解という点を考慮すると、役所が施設を作って責任を持つことが、地元の方々にとって一番大きな安心であり、資料の結論部分は妥当であるとの意見があった。
- ・ 委員長より、「事業方式については、公設公営、あるいは公設＋長期責任委託が望ましいという結論でよろしいか。」との問いかけに対し、委員より「異議なし」との発言があった。
- ・ 事務局より、委員長の了解を得た後に中間報告書の案を配布し、これに資料1を添付して中間報告書としたい旨の説明をした。
- ・ 事業方式は2つの方式で意見が一致したが、地元住民のことを考えると安全・安心を第一にする必要があり、その意味で公設公営が一番いいと思うが、さらに昨今の財政状況を考えると最終的には公設＋長期責任委託の方向で進むのが望ましいのではないかとの意見があった。
- ・ 委員長より、事業方式の中間報告書について、ただ今の意見を踏まえた上で最終仕上げを事務局で検討し、私の方で了解した上で、組合長に提言したいと思います。皆さんには、その写しを送付することでよろしいか。」との問いかけに対し、委員より「異議なし」との発言があった。

### (3) 事業者選定方法について

- ・ 事務局より、クリーンセンター建設に当たり、処理方式は「ストーカ＋灰溶融」、「流動床式ガス化溶融方式」としていること、また、先程、決定した事業方式を「公設公営」、「公設＋長期責任委託」とすることから、入札・契約の手引に示されている改善ステップⅢ、改善ステップⅣとするこ

とは出来ない。採用できる事業者選定方法は、価格のみの競争となる指名競争入札、公募型指名競争入札。あるいは、技術面と価格面の総合評価となる総合評価落札方式となる旨の説明をした。

- 発注方法について改善ステップⅡで止まっており、なんとなくこれしかありませんと示されたが、改善ステップⅢの可能性もあるのではないかとの意見があった。
- 資料の表1の中で「競争的に機種・方式を決定」という部分は、機種、方式をあらかじめ限定しないで、とにかく参加できる事業者さんについては全て参加してもらおう考え方だと思う。そうすると現時点で処理方式を2方式に限定しているので、そこには該当しないのではないのかとの意見があった。
- 今回の委員会の報告で、公設公営だけではなく、長期責任委託の選択肢もあるのだから、表1の横軸については確かに機種の範囲では2つに絞っているが、運営方法の絞り込みが終わっていないので、そのことも配慮しておく必要があるのではないかとの意見があった。
- 組合における事業者選定方法として、公募型指名競争入札、総合評価落札方式のステップになっているが、発注の範囲として長期包括的責任委託があることから改善ステップ2.5ぐらいの、秦野方式というのがあるのもよいのではないのかとの意見があった。
- 入札の改善を行ってきた立場からすると、指名競争入札を選択することはないということでもいいと思う。公募型指名競争入札というのは、地方自治法上、制限付一般競争入札という言い方をしているので、一般競争入札の一つと考えてよいのではないかとの意見があった。
- 公募型指名競争入札のもともとの考え方は、どこの業者がやってもよいと言うことではなく、事業実績その他から入札参加資格を設定し、それで業者を絞り、履行能力のある業者を設定する。それは総合評価落札方式も同様であるとの意見があった。
- 総合評価落札方式は、談合の防止ということを主眼にしており価格以外

の要素を導入することによって、事前に談合したことが無効になる、ということをやっているが、現実には仮に入札参加資格を設定して、それを事前に審査をすると、実質的にはそんなに差は出ないため、何を評価項目にするか、非常に難しい問題であるとの意見があった。

- ・ 評価について数字で表せるようにならないと、説得力を持たせた結論にならないとの意見があった。
- ・ 公設公営または公設＋長期責任委託という方向性が出ており、公が責任を負わざるを得ないと思うので、指名競争または公募型の指名競争のいずれかを採用することが一番良いのではないかとの意見があった。
- ・ この資料、あるいはマニュアル等を見ると、理屈上、一番良いのは総合評価落札方式。その次は公募型指名競争入札、そして指名競争入札であるのだから、総合評価ができないのであれば、次は公募型指名競争入札、これも無理だったら指名競争入札という考え方で整理すべきだとの意見があった。
- ・ 委員長より「優先順位をつけるということで、総合評価落札方式をターゲットとして、それがかなわないということであれば、次に公募型指名競争入札、さらに単なる指名競争入札という優先順位をつける形で結論を出していく。ということによろしいでしょうか。」との問いに対し、委員より「異議なし」の発言があり、そのような形で結論をつけることになった。
- ・ 事務局より、現在、クリーンセンターの処理方式としては、2方式を選択しているが、この先も、2方式で進めていくということによいか確認し、委員長より「ストーカ＋灰溶融方式、あるいは流動床式ガス化溶融方式、この2方式のいずれかが望ましいということになっているが、そういう形で最後まで進めるということによろしいか。」との問いに対し、委員より「異議なし」の発言があり、2方式のまま進むことに決定した。

#### (4) 発注基本条件について

- ・ 消化汚泥等の性状と量について質問があり、厨芥類の資源化施設から発生する残渣で日量11トン程度であると事務局より回答した。

- 水銀の排ガス基準については今後議論することになるのかとの質問に対し、事務局より基準値の考え方について、考え方や委員の意見を伺いたい旨の話をし、委員から水銀については法規制値が無いが、作業環境の基準を準用している旨の話があった。
- ごみの将来予測量は、将来のごみ対策を想定したものかとの質問に対し、事務局より将来のごみの資源化、減量化を加味しており、将来のごみ対策を想定したものである旨の回答をした。
- 委員長より委員から出された意見を踏まえ、発注基本条件を事務局で整理し、専門部会で検討する旨のまとめがなされた。

(5) その他（次回日程等）

- 事務局から、第1回専門部会を2月上旬に予定しており、日程については、改めて専門部会委員と調整をすることとなった。
- 第4回委員会開催日については、平成20年3月11日（火曜日）の午後2時からとする。なお、会場については後日連絡する。
- 会議の公開については、第4回委員会については公開とするが、第1回専門部会については、プラントメーカー固有の技術に関する部分の情報が必要になることが想定されるため、非公開で開催することとなった。